

平成 29 年 度

宝塚市 一般会計 特別会計 補正予算書

(7)

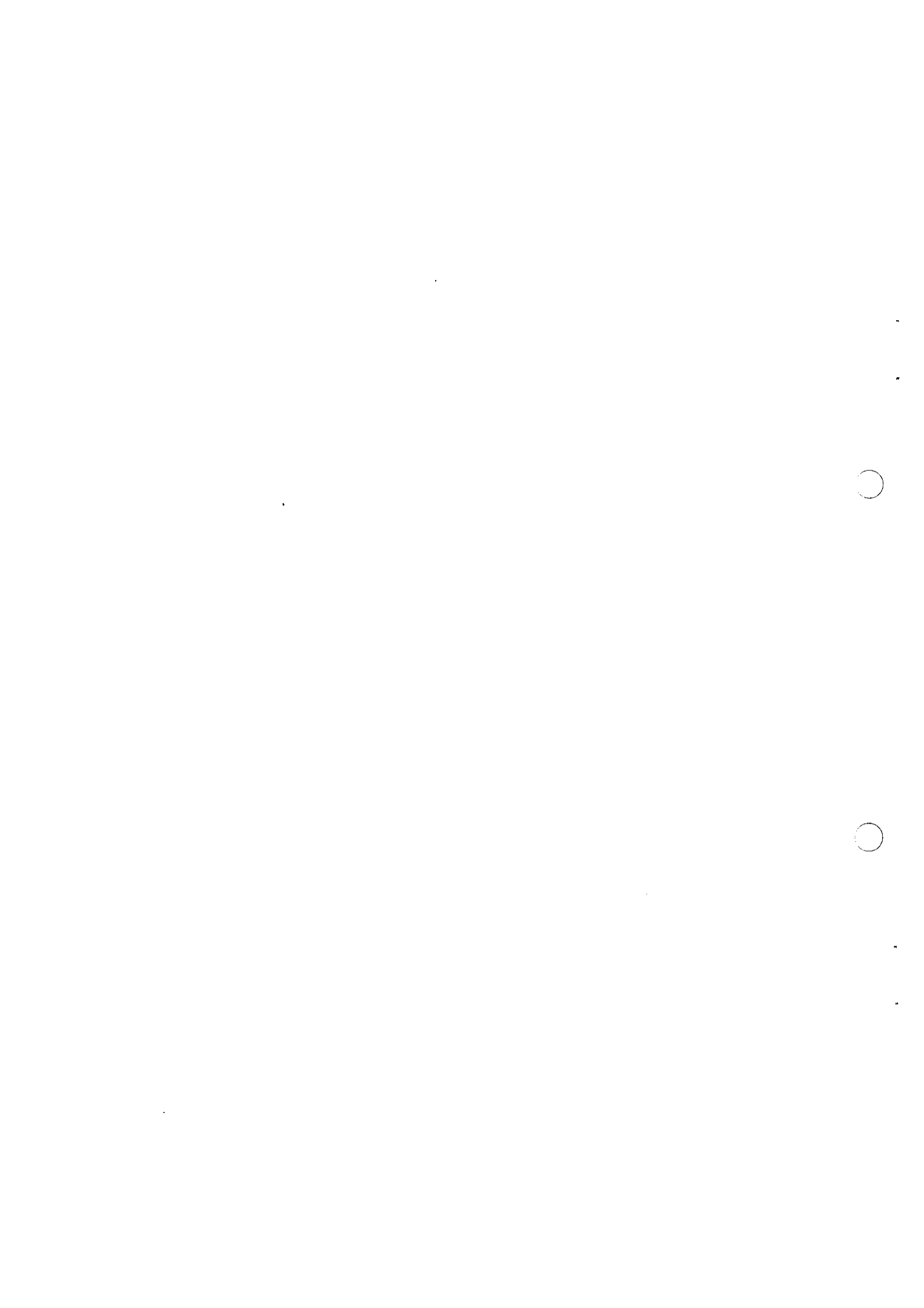
宝 塚 市



平成 2 9 年度

宝塚市一般会計補正予算

(第 7 号)



議案第58号

平成29年度宝塚市一般会計補正予算(第7号)

平成29年度宝塚市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,437,915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79,283,919千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年(2018年)2月27日提出

宝塚市長 中 川 智 子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		12,726,146	354,515	13,080,661
	1 国庫負担金	10,362,215	23,356	10,385,571
	2 国庫補助金	2,275,929	331,159	2,607,088
22 市債		6,104,001	1,083,400	7,187,401
	1 市債	6,104,001	1,083,400	7,187,401
歳入合計		77,846,004	1,437,915	79,283,919

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		6,166,369	3,908	6,170,277
	1 土木管理費	477,441	3,908	481,349
10 教育費		7,557,361	1,434,007	8,991,368
	2 小学校費	1,004,197	721,947	1,726,144
	3 中学校費	636,721	669,576	1,306,297
	5 幼稚園費	490,358	42,484	532,842
歳 出 合 計		77,846,004	1,437,915	79,283,919

第2表 継続費

変 更

款	項	事業名	補 正 前		
			総 額	年 度	年 割 額
10 教育費	3 中学校費	長尾中学校屋内運動場改築事業	1,223,771	平成28年度	75,461
				平成29年度	46,919
				平成30年度	1,101,391

(単位 千円)

補 正 後		
総 額	年 度	年 割 額
935,653	平成28年度	75,461
	平成29年度	435,149
	平成30年度	425,043

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	721,947
10 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	281,346
10 教育費	5 幼稚園費	幼稚園施設整備事業	42,484

第4表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
幼稚園施設整備事業債	35,600	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。

変 更

起債の目的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小学校施設整備事業債	12,900	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
中学校施設整備事業債	20,800			

(単位 千円)

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
543,300	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率)	借入れの日の翌日から据置期 間を含め、30年以内に半年賦元 利均等その他の方法により償還 する。なお、借入先の融通条件 に変更があるときは、これに従 うことができる。ただし、財政 の都合により繰上償還を行い、 償還年限を短縮し、又は低利債 に借換えをすることができる。
538,200			

